

東山区梅林町のみちづくり整備計画

区 域	東山区梅林町の一部
路 線 名	京都市道「六原経 3号線」、「六原緯 8号線」

区域内の住環境に係る目標及び防災性を向上させるための方針

当区域は、京都市が密集市街地対策を進める「優先的に防災まちづくりを進める地区」である六原学区内に位置し、幅員 4 m 未満の細街路が多く残る区域の一部である。

本計画は、区域内の防災上重要な道路であり、主要生活道路である市道「六原経 3号線」「六原緯 8号線」を拡幅整備することにより、災害時の避難経路や生活道路空間の確保を図り、地域の防災性や住環境の向上を図るものである。

道路の整備方針

災害時の避難経路や緊急車両の進入路として、また、地域の主要な生活道路としてふさわしいものとなるよう、将来的に幅員 4 m の道路空間を確保するために、当該敷地側に片側後退する。

道路の整備計画

道路の整備計画は以下の通りとする。

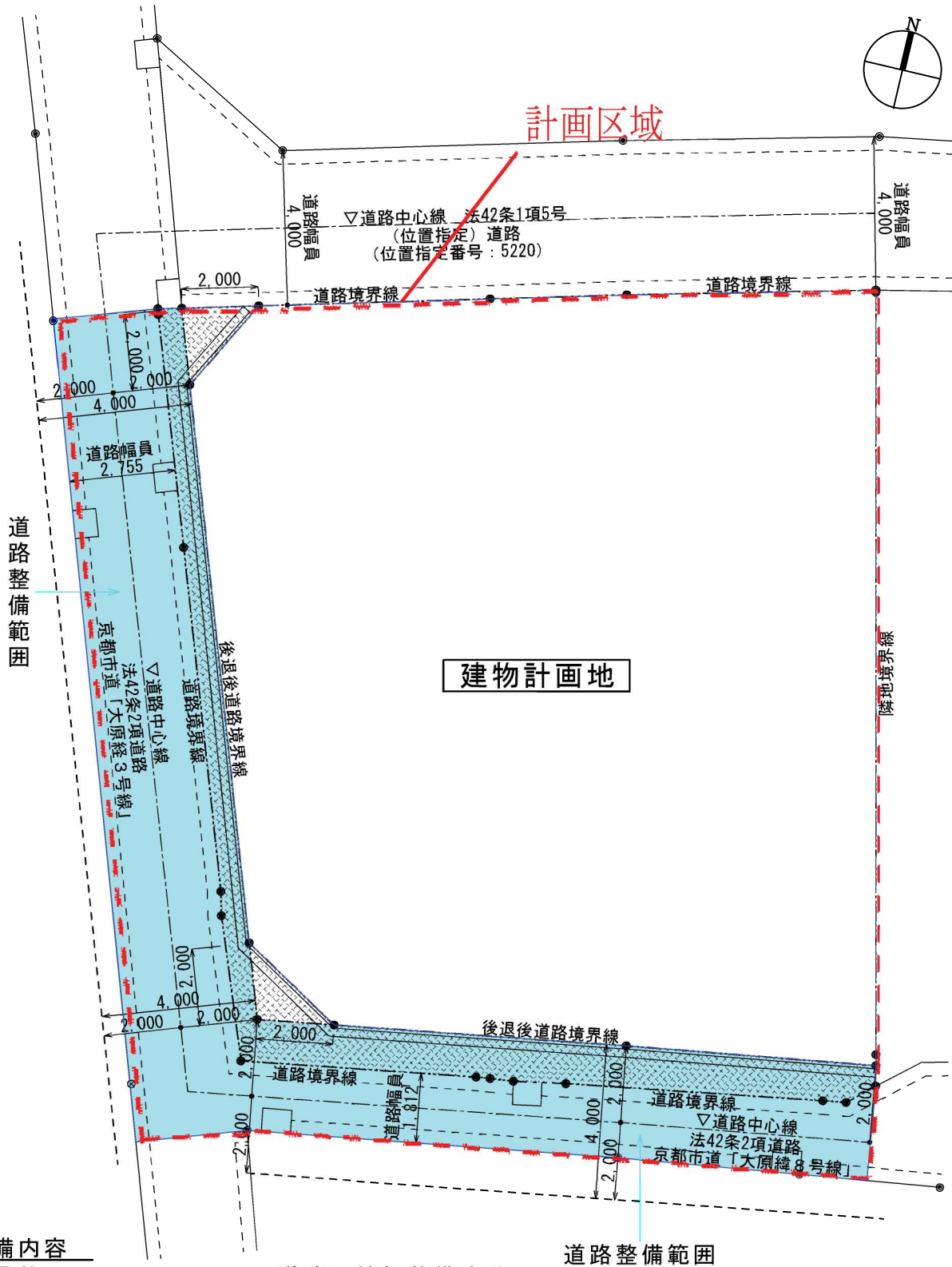
- (1) 道路の中心から 2 m 後退した部分を道路状に整備する。
- (2) 後退し、整備した範囲を認定道路に区域変更する。

なお、認定道路となる土地の区域は、京都市に寄付するものとする。



位置図

整備計画図



整備内容

- ・幅員約2.8m~3.4mの道路に拡幅整備する。
- ・舗装はアスファルト敷とする。

維持管理の方針

- ・災害時の避難経路や緊急車両の進入を妨げないよう、道路上の空間を適切に管理する。